特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
8	国民健康保険税に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日田市は、国民健康保険税に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を与えることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県日田市長

公表日

令和7年11月12日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	国民健康保険税に関する事務					
②事務の概要	日田市は、地方税法に基づき、本市の国民健康保険に加入する被保険者に対して、世帯の所得等の内容から国民健康保険税を課税する。 日田市は、地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①国民健康保険税の賦課、更正、減免に関する事務 ②国民健康保険税情報の照会、回答に関する事務 ③所得照会に関する事務					
③システムの名称	1. 国保市町村事務処理標準システム 2. 国民健康保険税システム(Acrocity住民情報) 3. 団体内統合利用番号連携サーバ 4. 中間サーバ					
2. 特定個人情報ファイル	名					
(1) 国民健康保険税情報ファイ	الر)					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 24の項					
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項					
5. 評価実施機関における	5. 評価実施機関における担当部署					
①部署	総務企画部税務課					
②所属長の役職名	税務課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
請求先	総務企画部総務課3日以内窓口 〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号 TEL:0973-22-8233 mail:koukai@city.hita.lg.jp					
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	総務企画部税務課 〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号 TEL:0973-22-8396 mail:zeimu@city.hita.lg.jp					

9. 規則第9条第2項の適用]適用した	
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		₹満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か			7年11月10日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満			
		令和7年11月10日 時点						
3. 重大事故								
過去1年以内 情報に関する	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし			

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1.	1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
				<選択肢>			
				1) 基礎項目評価書			
	[基礎項目評価書]	2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書			
				3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。						

2. 特定個人情報の入手(情	青報提供ネット「	フークシステム	ムを通じた入手	を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[+3	}である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[+9	}である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[+9	}である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託				I]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[+3	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である		
				3) 課題が残され	ている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提	供ネットワーク	システムを通じた]提供・移転しない
5. 特定個人情報の提供・移転 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か		<mark>供ネットワーク</mark> 汁である	<mark>システムを通じ</mark> が]		ている]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる	[+4	}である	_	<提供を除く。) <選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である	[ている ている]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[+ź ステムとの接続	}である]	と提供を除く。) 〈選択肢〉 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	[ている ている [ている	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か 6. 情報提供ネットワークシ 目的外の入手が行われるリ	[+ź <mark>ステムとの接続</mark> [+ź	}である]		[ている ている [ている ている ている	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か 6. 情報提供ネットワークシ 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 不正な提供が行われるリスク	[+ý ステムとの接続 [+ý	}である } } } ?]		[ている ている [ている ている ている	

8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢>				
判断の根拠	下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うなど、人 為的ミスが発生するリスクへの対策を行っている。 ・本人情報が記載された申告書等の保管				
9. 監査					
実施の有無	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査				
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策					
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	特定個人情報が漏えいすることのないよう、特定個人情報が記載された申請書等については、鍵付きへの書庫の保管や、データについてはパスワード設定を行うことで外部への漏洩がないように保管している。				

変更箇所

変更日	項目 変更前の記載		変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明	
令和7年6月30日	新様式への移行					
令和7年11月10日	③システムの名称	1. 国民健康保険税システム(Acrocity住民情報) 2. 団体内統合利用番号連携サーバ 3. 中間サーバ	1. 国保市町村事務処理標準システム 2. 国民健康保険税システム(Acrocity住民情報) 3. 団体内統合利用番号連携サーバ 4. 中間サーバ	事前	令和8年11月9日から標準化 システムでの運用を開始する 予定のため	